

れんげじスマイルホール「スポーツゾーン貸出」減免措置

条例施行規則 別表(第 6 条関係)

区分	免除及び減額の率
市又は教育委員会が主催で使用するとき	免除
市又は教育委員会が共催で使用するとき又は NPO 法人藤枝市スポーツ協会が主催で藤枝市民等を対象として使用する時	50%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条に規定する障害者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項に規定する障害児並びにこれらの者と同数の介助者が使用する時	免除
社会福祉関係団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に使用する時	免除
その他特に市長が必要と認めたとき	免除又は 50%以内

備考 「藤枝市民等」とは、藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者又は市内の団体をいう。